

家畜衛生情報

豚コレラおよびアフリカ豚コレラの 特定症状について

豚コレラ及びアフリカ豚コレラの早期発見・早期通報のために、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産大臣が指定する症状(以下「特定症状」)が、平成31年3月13日に施行されました。

毎日の飼養豚観察の中で、以下のような症状を示す異状豚を発見したら、直ちに家畜保健衛生所へ通報をお願いいたします。

豚コレラ・アフリカ豚コレラの特定症状

☆耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること

☆同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること

(1)40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

(2)便秘、下痢

(3)結膜炎（めやに）

(4)歩行困難、後躯麻痺、けいれん

(5)削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆるひね豚）

(6)流死産等の異常産の発生

(7)血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

異状があれば直ちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

中央家畜保健衛生所：電話番号058-201-0530